

令和5年第22回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年12月19日(火)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 修正動議の取り扱いについて
(2) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
石井恵子委員・長谷川則夫委員
田中和八委員・徳本光香委員
岩田典之議長
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 なし
6. 会議の経過 別紙のとおり
7. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係 長 今井好美
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午後4時50分

○永井議会事務局長 それでは、会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶を。

〔「あいさつはいいのでは」という者あり〕

○永井議会事務局長 では、早速会議に入りたいと思いますので、議事等につきましては、柴田委員長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより令和5年第22回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、修正動議の取り扱いについてを議題とします。

議長。

○岩田議長 ただいま、議案第19号の質疑が終わった後に、柴田議員から修正動議を出したいので休憩をお願いします。という動議が出されました。それで、申し合わせにあるとおり、一つは、発議案については最終日の2日前まで、あらかじめ発議案を出す場合には他の議員に周知をすること。それから修正動議は、議案書を添えて出す。と3つあります。議運の委員長自らがこの申し合わせがあるにも関わらず、今、修正動議を出すために、休憩をお願いしたいという事なんですけども、柴田議員がこの修正動議をだすことについて、いいのかどうか。まだ提出していないですから、これから提出をしようとして休憩をとったわけですから、ただ、法律的には出すと言われれば仕方がないですけども、これを認めると前例になる。なんでもかんでも最終日に、修正、いろいろな発議ができるという事になるので、それをここで決定していいのかどうかということのを改めて議運の皆様で協議をしてもらいたい。こう思いますので、あとは、委員長あるいは副委員長にお任せします。

○柴田委員長 では、副委員長に交代をしてもらいたいと思います。

〔委員長交代：副委員長が議事進行〕

○広沢副委員長 それでは、委員長に代わり副委員長の私が議事を進行させていただきます。よろしく申し上げます。今、議長から、この議題について、ご説明を頂きましたけれども、議題1として、この修正動議の取り扱いについてを議題といたします。

柴田委員。

○柴田委員 今回の修正について経緯をお話ししますと、本日上程で、本日本会議で決めなくてはならない案件がたくさんありました。その中で私が出そうとしているのは、補正予算の削除ですけども、審議をして結果を見て、それから修正するかどうかを考えなくてはという状況にあったわけです。常勤特別職の期末手当の改定についてですけども、そこで十分に審議がされたかといったらといったら、私はそうではないなと判断したの

で、そうしますと、今日上程で、今日、補正の方まで全部いってしまうとなると、今日しか修正を出すチャンスが無いわけなんですね。なので、今日、質疑の結果を見たうえで修正を出すかどうか。そこで考えさせてもらって修正出しましょうというふうに結論を出したわけです。以上です。

○広沢副委員長 ありがとうございます。石井委員。

○石井委員 ただいまの柴田委員長の説明はわかりました。しかしですね。上程は本日付けではありますが、全員協議会で既に説明を受けていますよね。なぜその時に、上程しようとしなかったのか。そこを伺います。

○柴田委員 あくまでも、上程は本日付けということになっておりますので、審議の結果、審議の様子等を見たうえでなければ決められないと思ったので、昨日の段階で、一応修正を出すかもしれないのでお願いします。とは言っております。

○広沢副委員長 石井委員。

○石井委員 今議会で、議員会からの発議を出す場合には、十分、私たちは勉強してしっかりとした議論をしたいので、日にちを今まで最終日の2日前夕方5時までだったものを、考え直しましょうということで、議運で審議をして、もっと前倒しにしたわけですよ。それは、出す側もいろいろ準備はあるでしょうけれども、出したうえで議員さんたちが勉強するために時間が欲しいという事だったんですよ。今、その話とはまったく別というか、今日の日にちの上程だから今日出さなければしょうがないという感じの説明で、納得できるのかなというところがあって、つまり、私たちも全員協議会で、こういうことが上程されるよということはわかっていたので、出来ればこういう内容で修正出しますよということ、他の議員さんたちにもお示ししてあったのであれば、じゃ準備して考えようということになったんですけれども、今日の今日出されて、じゃあ審議して下さいといわれても、これどうにもならないと思うんですよ。いいか、わるいかしかなない。本来、議論ですから、いいか悪いかって、イエス、ノーだけで結果出すものではないと思うんですよ。十分な議論が必要だと思うんです。それには、時間がないなというふうに思うんですけど、その点は柴田委員長はどんなふうにお考えですか。

○岩田議長 ちょっといいですか。

○広沢副委員長 はい、議長

○岩田議長 いま、石井委員からも言われましたけれども、今回も付帯決議がでているわけです。付帯決議も前提としてそれが可決されるかどうかはわからないんですけども、あらかじめ2日前に出して、皆さんに可決されたら付帯決議は出しますよって、通知をして説明をしているわけですよ。それと同じだと思うんです。当然の事ながらその三役の報酬はどうなるかわかりません。ほかのことも含めて、最終日に審議はするんですけども、それがどうなるかわからないんですけども、あらかじめもしこれがこうなったらこういうものを出しましょうよというのを議運で決めて、全協で周知をしたうえ

で、最終日の2日前というふうになっているんですね。ですから、これちょっと、議長としても、なかなかすぐにそうですかと認めるわけにはいきませんので、もし、ここで認めるのあれば、今後ですね、そういうふうにしていかないとおかしくなるので、これを認めていいのかどうか。それであれば、今後とも発議いわゆる修正の動議ですから、いつでも出せるというようなスタンスを持たないといけないと思いますので、再度、協議をお願いします。

○広沢副委員長 はい。今日決めてしまうと、これからもこれが先例として受けていくことになるだろうからということで、慎重な審議が必要だということです。先ほどの石井委員の意見をふまえて柴田委員の方からなにかあればお願いします。

○柴田委員 今回については、14日、15日でしたっけ、それから調査したり、国の方に確認したりして、昨日このままではまずいという結論が出たので、だったら、筋を通すのなら、修正をきちんと示すしかないとなりましたので、いままで、日程があるんだから、早めにしましょうというのは、通常の日程で出された議案であって、今回みたいに最終日に五つも六つもというような状況の中では、そこまでそんな手前に全部やりなさいというのはちょっと難しかったかなと思います。そういうわけで、昨日になってやっぱりこれは、修正という形にしなくちゃいけないかなと思って準備を始した。そして本会議での審議の状況を見て、それで、最終的にこれは出しましょうというふうに思ったわけです。そういう流れなので、今日みたいに追加でいっぱい出されるということ自体がイレギュラーかなと思いますので、そういうイレギュラーな事態の中で、そういう対応をせざるを得なかったというところを申し上げたいと思います。いつもこれにしますといっているわけではまったくありませんで、そこはご理解いただきたいと思います。

○広沢副委員長 長谷川委員

○長谷川委員 私も今までの考え方からすると、やはり、ある程度前もって出していただきたいというのと、既に特別職の報酬を改定する方は、議決されておりますで、その中で、この部分だけ削除してくれというのはどうなんですか。ちぐはぐになってしまうのではないかと思うんですね。そういうことから考えると、この段階で、議案の修正を認めるというのは、納得いかない。

○広沢副委員長 徳本委員。

○徳本委員 先ほど出たスクールバスの附帯決議というのは、常任委員会で話し合っ、て、執行部の回答も得て、ある程度、態度とか、疑問についてはもう明らかにされた上で判断をしてるものですが、今日の議案については、先ほど細かく聞いてどういった理由かって執行部の意見というのは今日分かったことですので、それを聞いて納得ができるのであれば、出さないという選択肢を残したうえで、やはり出すべきという判断というのは、このタイミングしかないのかなと思うので認めてよいと思います。

○広沢副委員長 石井委員。

○石井委員 この議案は12月14日の議運に出されているんですよ。12月14日ですよ。15日に十分時間があつたはずなんですよ。15日の時間があれば、土日があつたって、昨日の朝一番で皆さんにお知らせすることが出来るわけですよ。それを、本会議の今日、ここで出すというのは、皆さんが考える時間もない、つまり議論する時間もない、これを認めてしまうと、他の時もこんなときはイレギュラーだからとおっしゃってもですね。今後こういうことが認められちゃうと、あの時も認めたよね、という話になりますよね。私は、これはちょっと納得できないです。

○広沢副委員長 田中委員何かございますか。

○田中委員 はい、石井委員と長谷川委員のおっしゃっていることは、よくわかります。本当に緊急であれば、昨日メールだけでも送っていただければ、例えば今日のお昼休みもあれば、10時までには時間があつたわけですから、多少なりとも勉強が出来たんじゃないかな。今から出てきて、勉強して、はたしていい質疑が出来るのかなというのはちょっと不安なものですから、特例をまるっきり認めないのではなく、やはりちょっと無理があるかなと思っております。以上です。

○広沢副委員長 徳本委員。

○徳本委員 でも14日に出されても審議は今日ですよ。判断できるような細かい質問とか、執行部の態度の確認を事前にしたとすると、勉強というのは別で、執行部の意向を聞かなきゃいけないというのが今日の審議ですので、だから今日しかわからなかったと思うんですね。今日の判断を14日から今日の間にするとしたら、本当に事前の審査ということになってしまうのではないかなと思うので、今の昨日出せばと言っても、今日の審議を経ての判断だから、昨日出すということはできなかったという説明は筋が通ると思います。

○広沢副委員長 石井委員。

○石井委員 事前審査という言葉は間違っています。その言葉は今違うんです。使わないでください。

○広沢副委員長 他にないですか。徳本委員。

○徳本委員 間違っているのであれば、認識を改めますので、きちんと説明をお願いします。

○広沢副委員長 議題からずれてしまったので、整理をさせていただきたいと思いますが、今、3人の委員がちょっとギリギリすぎるといことで、勉強する時間も、提案するとわかっていればそれなりに自分たちも勉強は出来たし、勉強になったはずなんですけど、今、急に出されても深めることは難しいのではないかとということで、先例にもなるし、ちょっと今回この提案は受けられないというような意見があり、2人はいいんじゃないかという事ですけども、どのように決めていくのがよろしいでしょうか。

議長。

○岩田議長　ここでですね。申し合わせですから、申し合わせに書いてあるんだけど、それでも出すということであれば、動議ですから、それは、いつでも出せるわけですから、正式に提出すれば、受理せざるを得ないわけです。ただそうすると、この申し合わせを変えなきゃいけないし、今後、そういったことがあっても認めなきゃいけない。この申し合わせっていうのをですね。まして議運の委員長がですよ、自らこれを破るといふのは私はおかしいんじゃないかと。その上でも出すといふのであればね。それは止めることはできませんから。やはり、みんなで決めたことを、ルールですから、まして、議会運営委員会で決定したことを破るといふのは、私はやめてもらいたい。以上です。

○広沢副委員長　柴田委員

○柴田委員　ルールはわかっていますけど、今回のようなイレギュラーな状況において、修正とか、最終的な動議とかが、まったく出せないというような状況までにしてしまうのはおかしいなとは思っていますね。申し合わせは、あくまで申し合わせですけども、状況によっては認めざるを得ないこともあると思うんです。それで今回、私が出そうとしている修正動議については、出したって意味はないだろうというご意見もありましたし、ここについて考えるのはやぶさかではありませんけれども、申し合わせているんだから絶対出すなとか。そういうような決め付け的な言い方はやめていただきたいなと思います。どんな状況があるかわからないですから。

○広沢副委員長　石井委員

○石井委員　繰り返しになりますけど、12月14日の議運でこれが出されることがわかっていたんですよ。時間がなかったわけではないと思いますよ。本当に出したかったんであれば、すぐ翌日だせばいいんですよ。議運に諮ってもらって言ったって、議運だって、今日の本会議の前に議運を開くことだってできるわけですよ。可能性はいくらでもあったわけですよ。やはり、議運の委員長が本会議の当日に出すといふのは、私も前例を作ってはならないと思いますので、今回、これは認められないと思っております。

○広沢副委員長　柴田委員

○柴田委員　わかりました。修正は取り下げます。

○広沢副委員長　徳本委員。

○徳本委員　きちんと理解できていないので、議長の方から申し合わせの条件をもう一度言っていただけますか。

○広沢副委員長　議長。

○岩田議長　申し合わせを後で見ただけであれば全部書いてあるんですけど、申し合わせ5ページに書いてあります。最終日の2日前、これは土日は含みませんが、提出される発議案及び緊急性のある発議案、緊急性のある発議案を議会運営委員会に諮るか否かは、議長判断とする。緊急性のある発議案も2日前になっているんです。申し合

わせには。それから、議案に対する修正案は原則3日前までに提出する。これは2日前までに変わったのかな、わかりませんが。それから、発議案を提出する者は、事前に各議員に周知するものとする。あとは、委員会付託となるような発議案は、定例会開催にかかる議会運営委員会開催日の前日までに提出することとする。いろいろあるんですけど、一番は5ページに書いてある、最終日の2日前に提出される発議案、これは、決議とか、修正とかそういうものですね、そういう発議案、これ2日前までですよ。最終日の2日前に提出される発議案および緊急性のある発議案を議会運営委員会に諮るか否かは議長判断とする。ということで、今回は緊急性があるとは思いませんけれども、あえて、前例とならないように議運に諮ったわけです。一応、本人は出さないと言ったわけですけど。徳本委員においては、この申し合わせを再度熟読して、いろいろ議会にすることが書いてありますから、これをしっかり読んだ上でですね。出してもらいたいと思います。以上です。

○広沢副委員長 ありがとうございます。では、発議者本人でもあります柴田委員長の方から、取り下げるということですので、この件については取り下げで、協議は行わないということで決定をいたしたいと思います。徳本委員。

○徳本委員 きちんと読もうと思います。もしもの話にはなりますけど、これを本当に出すかどうかは別として、最終日の2日前に事前にこの文書を提供していれば、出す出さないというのは、今日でも認められた可能性はあるんですか。

○広沢副委員長 そこまでは、本日は、話し合ってくださいませ。議題ではございませんので、後日、機会があったら協議をする可能性もありますけど、本日はここで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。